平成30年3月20日 要綱第7号 改正 令和3年3月16日要綱第12号 令和4年12月15日要綱第29号

(目的)

- 第1条 この要綱は、耐震シェルター等を設置する既存建築物の所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、既存建築物の倒壊等による人的被害を軽減することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、甘楽町補助金等に関する規則(昭和37年甘楽町規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会発行)」に 基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをい う。
  - (2) 耐震力不足木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで在来軸組構法によって建築された平屋建て又は2階建ての住宅若しくは併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)で耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅をいう。ただし、この要綱又は甘楽町木造住宅耐震改修補助金交付要綱(平成30年甘楽町要綱第6号)に基づく補助金の交付を受けていない住宅に限る。
  - (3) 耐震シェルター等 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 耐震シェルター 地震により当該木造住宅が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置で町長が認めたもの
    - イ 防災ベッド 地震により当該木造住宅が倒壊しても、寝ている人の身を落下物等から保 護し、生命を守ることができるベッド型の装置で町長が認めたもの
  - (4) 高齢者 申請時において満65歳以上である者をいう。
  - (5) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規 定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、耐震力不足木造住宅の1階部分に耐震シェルター等を設置する事業とする。

(補助の対象者)

- 第4条 耐震シェルター等設置補助金(以下「補助金」という。)を受けることができる者は、 次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 耐震力不足木造住宅を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者
  - (2) 高齢者のみで構成される世帯に属する者又は障害者が同居する世帯に属する者
  - (3) 町税を滞納していない者

(補助対象経費)

(補助金交付額)

- 第5条 補助の対象となる経費は、耐震シェルター等の設置に要する経費とする。ただし、次の 各号のいずれかに該当する経費については、補助金の対象としない。
  - (1) リフォームに要する経費
  - (2) 他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具にかかる経費

第6条 補助金額は、前条に規定する経費以内の額で、30万円を限度とする。ただし、その額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター等の設置の前に耐震シェルター等 設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。
  - (1) 案内図
  - (2) 平面図(耐震シェルター等の設置場所を表示)
  - (3) 耐震診断結果報告書
  - (4) 住民票の写し
  - (5) 障害者手帳の写し (障害者が同居する世帯の場合)
  - (6) 納税証明書(国税及び地方税について未納がないことの証明書)
  - (7) 見積書の写し(設置する耐震シェルター等のメーカー及び品名が記載されたものに限る。)
  - (8) 設置する製品のカタログ等
  - (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現地調査等に 基づき審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに耐震シェルター等設置補助金交付決 定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請内容の変更又は取下げ)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、耐震改修に係る内容を変更しようとするときは、耐震シェルター等設置補助金変更申請書(様式第3号)に、その内容を確認できる書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による補助金交付決定変更申請に基づき補助金額の変更を認めたときは、 耐震シェルター等設置補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとす る。
- 3 申請者又は補助対象者は、事情により補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに耐震 シェルター等設置補助金申請取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、前条の規定による交付決定又は第9条第2項の規定による変更承認を 受けているときは、当該決定又は承認がなかったものとし、それまでに要した費用は補助対象 者が負担するものとする。

(完了の報告)

- 第10条 補助対象者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、速やかに耐震シェルター等 設置補助金事業完了報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければ ならない。
  - (1) 耐震シェルター等の設置に要した費用の内訳書
  - (2) 耐震シェルター等の設置に要した費用の領収書の写し
  - (3) 耐震シェルター等設置前、設置中及び設置後の状況写真
  - (4) 平面図(耐震シェルター等の設置場所を表示)
  - (5) 代理受領に係る委任状(代理受領を耐震シェルター等設置工事を行った事業者に委任する ときに限る。) (様式第7号)
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告書は、耐震シェルター等の設置完了の日から起算して30日を経過した 日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特 別の事情があって町長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の3月末日まで延期すること ができる。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条第1項の規定に基づき完了の報告を受けたときは、当該報告書に係る書類

等の内容を確認し補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター 等設置補助金交付確定通知書(様式第8号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、耐震シェルター等設置補助金請求書(様式第9号)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し等)

- 第13条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金を目的外に使用したとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。
  - (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて耐震シェルター等設置補助金返還請求書(様式第10号)により補助対象者に通知し、その返還を命ずることができる。

(実施調査)

第14条 町長は、必要と認めるときは、耐震シェルター等設置の内容その他必要な事項について 調査し、補助対象者等から必要な報告を受けることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日要綱第12号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月15日要綱第29号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。